

令和7年度第1回総合教育会議に係る議題提案書

課名	教育総務課
<p>【議題3-(2) 関係】 市内小中学校の屋内運動場の空調設備整備について</p>	
<p>【背景、要旨、意見など】</p> <p>あま市内17小中学校のうち、普通教室の空調設備は全17校で設置済み（全教室という意味ではない。）であり、特別教室の空調設備は、令和7年度工事完了時点で、7校で設置済みである。残りは、正則小学校、篠田小学校、美和東小学校、甚目寺小学校、甚目寺南小学校、甚目寺東小学校、甚目寺西小学校、美和中学校、甚目寺中学校、甚目寺南中学校の10校であり、令和8年度と令和9年度の2か年で完了させる予定である。</p> <p>これは、当初、令和6年度から5か年計画で特別教室の空調設備を設置完了させる計画を立てていたところ、1年短縮して、4年間で完了させるというものである。</p> <p>屋内運動場の空調設備については、令和7年度時点では、市内での設置は0校であり、特別教室の空調設備設置後に検討するものとしている。屋内運動場空調設備の設置を検討するにあたり、ガスの供給方式が選択肢の重要な分岐となるが、あま市内17小中学校のうち、都市ガス配管が完了しているのは15校であり、秋竹小学校と宝小学校のみプロパンによるガス供給方式である。激甚災害時の避難所としての屋内運動場とその空調設備であることを考えると、都市ガス供給済み15校については、都市ガス式又はプロパン式の2つの方法から選択することができる。ただし、プロパン式であっても被災時に道路が寸断された場合は、替えプロパンの供給は困難であると言わざるを得ない。</p> <p>また、屋内運動場空調設備を設置したとして、使用した時の莫大な光熱水費を考慮した時、学校教育における日常使用を許可するのか、社会スポーツとして体育施設の貸し出しをしたとき及び避難所としての運用時に使用を限定するものか検討が必要である。</p> <p>このような状況下で、屋内運動場の空調設備を設置するのか否か、設置することとした場合でも、市内3地区に1か所ずつとするものか、中学校のみとするか、全校とするものか選択を必要とする。</p>	

